

第 13 回千代田区議会政務活動費交付額等審査会

平成 30 年 4 月 16 日(月)
午後 2 時 00 分～
8 階第 1 委員会室

1 開 会

[進行：会長]

2 議 題

(1) 条例見直しについて [資料]

(2) その他

3 閉 会

資料：「改正条例文」等



千代田区議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

千代田区議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年千代田区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に改める。

第9条中「千代田区議会事務局公文書管理規程（平成12年議会議長訓令第8号）」を「千代田区議会事務局処務規程（平成12年議会議長訓令第3号）」に改める。

別表人件費の項使途内容の欄中「補佐し、又は補助するための人的経費」を「補助する職員の雇用に要する経費」に改め、同項使途禁止事項の欄中「又は日常的な事務員」を削り、同表会議費の項使途内容の欄中「外部折衝に係る経費又は会費（このうち飲食費は、正当な理由があると認められる場合を除き、1人5,000円以内とする。）」を「、外部折衝に係る経費若しくは会費（このうち飲食費を除く会場費、資料費及びその他事務費として1人3,000円以内とする。）又は自らが主催する会議の会場に係る経費」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（説明）

政務活動費の使途基準について見直しを行ったほか、一部の文言を修正するため、規定を整備する必要があります。

新旧対照表

○千代田区議会政務活動費の交付に関する条例

新 (改正後)	旧 (現 行)																		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、千代田区議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(収支報告書等の保存)</p> <p>第9条 議長は、第7条の規定により提出された中間収支報告書及び収支報告書を千代田区議会事務局処務規程（平成12年議会議長訓令第3号）に基づき保存しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、千代田区議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(収支報告書等の保存)</p> <p>第9条 議長は、第7条の規定により提出された中間収支報告書及び収支報告書を千代田区議会事務局公文書管理規程（平成12年議会議長訓令第8号）に基づき保存しなければならない。</p>																		
<p>別表（第5条関係）</p>	<p>別表（第5条関係）</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>使途内容</th> <th>使途禁止事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>政務活動を補助する職員の雇用に関する経費</td> <td>家族の雇用</td> </tr> <tr> <td>会議費</td> <td>政務活動のために必要な、外部折衝に係る経費若しくは会費（このうち飲食費を除く会場費、資料費及びその他事務費として1人3,000円以内とする。）又は自らが主催する会議の会場に係る経費</td> <td>政党のパーティー又は飲食を主目的とした会議</td> </tr> </tbody> </table>	費目	使途内容	使途禁止事項	人件費	政務活動を補助する職員の雇用に関する経費	家族の雇用	会議費	政務活動のために必要な、外部折衝に係る経費若しくは会費（このうち飲食費を除く会場費、資料費及びその他事務費として1人3,000円以内とする。）又は自らが主催する会議の会場に係る経費	政党のパーティー又は飲食を主目的とした会議	<table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>使途内容</th> <th>使途禁止事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>政務活動を補佐し、又は補助するための人的経費</td> <td>家族又は日常的な事務員の雇用</td> </tr> <tr> <td>会議費</td> <td>政務活動のために必要な外部折衝に係る経費又は会費（このうち飲食費は、正当な理由があると認められる場合を除き、1人5,000円以内とする。）</td> <td>政党のパーティー又は飲食を主目的とした会議</td> </tr> </tbody> </table>	費目	使途内容	使途禁止事項	人件費	政務活動を補佐し、又は補助するための人的経費	家族又は日常的な事務員の雇用	会議費	政務活動のために必要な外部折衝に係る経費又は会費（このうち飲食費は、正当な理由があると認められる場合を除き、1人5,000円以内とする。）	政党のパーティー又は飲食を主目的とした会議
費目	使途内容	使途禁止事項																	
人件費	政務活動を補助する職員の雇用に関する経費	家族の雇用																	
会議費	政務活動のために必要な、外部折衝に係る経費若しくは会費（このうち飲食費を除く会場費、資料費及びその他事務費として1人3,000円以内とする。）又は自らが主催する会議の会場に係る経費	政党のパーティー又は飲食を主目的とした会議																	
費目	使途内容	使途禁止事項																	
人件費	政務活動を補佐し、又は補助するための人的経費	家族又は日常的な事務員の雇用																	
会議費	政務活動のために必要な外部折衝に係る経費又は会費（このうち飲食費は、正当な理由があると認められる場合を除き、1人5,000円以内とする。）	政党のパーティー又は飲食を主目的とした会議																	

議員提出議案第5号 千代田区議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

平成29年7月4日に政務活動費交付額等審査会より答申があり、議会としまして、その使途基準の見直しに関し熟議を重ね、使途基準を示す当該条例第5条第2項の別表について、答申に添い改正するものです。

主な改正内容ですが、「人件費」の「使途禁止事項」である「日常的な事務員」を削除し、「会議費」のうち「会費」については、飲食を目的とする会議は認めず、会場費及び資料費その他事務費として、1人5,000円を1人3,000円以内へ改正するものです。

なお、今後とも議会としましては、その使途を明確に示すことが出来るよう「会議費」をはじめ、政務活動費の使途基準のあり方を引き続き検討してまいります。

何卒、満場一致ご議決賜りますようお願い申し上げます。